



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

秩父宮ラグビー場の移転により破壊される 「神宮外苑霞ヶ丘門」の保全に関する要請書

令和5年 3月 6日

文部科学大臣 永岡 桂子様
文化庁長官 都倉 俊一様
東京都知事 小池 百合子様
東京都議会議長 三宅 しげき様
東京都教育委員会教育長 浜 佳葉子様
新宿区区長 吉住 健一様
新宿区区議会議長 桑原 ようへい様
新宿区教育委員会教育長 針谷 弘志様
三井不動産株式会社 代表取締役社長 菰田 正信様
宗教法人明治神宮 宮司 九條 道成様
独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 芦立 訓様
伊藤忠商事株式会社 代表取締役社長 石井 敬太様

(一社) 日本イコモス国内委員会委員長 岡田 保良

(一社) 日本イコモス国内委員会

文化的景観小委員会主査 石川 幹子

住所： 東京都千代田区一ツ橋 2-2-5

岩波書店一ツ橋ビル 13F

(株)文化財保存計画協会 気付

法人名：(一社) 日本イコモス国内委員会

連絡先：Tel/Fax 03-3261-5303

Email jpicomos@japan-icomos.org



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

経緯

令和5年2月17日、都市再開発法第7条の9第1項の規定に基づき、東京都により「神宮外苑地区第一種市街地再開発事業」が施行認可されました。同日、新宿区長に、事業者（代表：三井不動産）より風致地区における樹木の伐採・移植の申請が出され、令和5年2月28日、新宿区長におかれましては、これを許可されました。

本事業に関しましては、環境影響評価書（令和5年1月20日）に数多くの「虚偽の報告、資料の提出」が含まれているため、（一社）日本イコモス国内委員会は、以下の要請書を発出しております。[ICOMOS Japan](#)

- ・令和5年1月23日：「（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業についての環境影響評価書」における調査・予測・評価への非科学的対応と、誤った事実認識に伴う生態系の破壊、大量の樹木伐採と不適切な移植計画による持続不可能な森の形成、市民の力により創り出された国際的文化遺産の破壊に対する、東京都環境影響評価審議会における再審の要請
- ・令和5年1月29日：「（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業に係わる環境影響評価書」には、数多くの「虚偽の報告、資料の提出」が行われております。東京都環境影響評価条例第九十一条第一項第五号の規定に基づき、知事は、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告を行ってください。また、環境影響評価審議会におかれましては、再審を行っていただきたく要請いたします。

これに対して、令和5年1月30日に開催された東京都環境影響評価審議会第11回総会において、「虚偽」について外部機関から指摘されたことに鑑み、「このままではG0サインは出せない」との会長の御判断に基づき、審議会で検証を行っていく方針が決定されました。

これを踏まえて、令和5年2月2日、東京都環境局より「事業者と日本イコモスが、環境局同席の下で協議を行う」という御方針が示されました。しかし、事業者は、一斉応じず、令和5年2月14日、「独断で審議会への反証報告書を提出する」との連絡がありました。

これは、民主的手続きに反し、審議회를冒瀆するものであるため、事業者に誠実な対応を行うよう再度、要請を行い、審議会の場に日本イコモスも同席し、事業者の独断の報告書のみを審査するのではなく、平等な意見陳述の場を設けていただくことを、要請致しました。令和5年3月2日現在、事業者からの回答はありません。

- ・令和5年2月20日：「（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業」評価書に関して、（一社）日本イコモス国内委員会が指摘した「虚偽の報告」に係わる事業者の誠意ある対応と内容に関する回答の要請

以上の経緯から、本再開発事業は、環境影響評価審議会での審議が、これからとなっております。「虚偽」の構造の検証が行われていない段階で発せられた「施行認可」は、民主的手続きを逸脱した不適切なものであることを、ここで明確に、申し述べさせていただきます。



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

要 請

以上の経緯を踏まえて、当該地区の樹木伐採は、非科学的調査に起因する、移植、樹木保存の内容に、数多くの「誤り」と「虚偽」があります。したがって、現時点での伐採許可は不適切であり、実施は留保されるよう、新宿区長に要請をいたします。

また、(一社)日本イコモス国内委員会は、文化遺産の保全に関わる非政府組織(NGO)であり、パリに本部をおく ICOMOS/ International Council on Monuments and Sites (国際記念物遺跡会議)のもと、日本のみならず、国際社会と連携した活動を行っている立場から、当該地区に現存する文化的遺産である「神宮外苑霞ヶ丘門」を破壊に導くこの度の伐採許可に強く抗議し、国、東京都、新宿区におかれては、協力して事業者に対し破壊を行わないことを進言していただきたく、お願い申し上げます。以下、神宮外苑における門について、述べます。

1. 神宮外苑における門

図1は、神宮外苑の(大正15年当時)の平面図であり、主要な門の位置を示したものです。外苑の正門は、青山口で、「間口46間、奥行30間の広場を設け、両側幅4.5間乃至5間、長さ30間、高さ7尺の石塁を築き、その上に芝を植えマテバシイを植栽し、内方歩車道の間ニカ所相対して、幅4.5間、奥行5間、高さ7尺の石塁ある櫓を設け、上に樹木を植う」と記されています(出所:明治神宮奉賛会、『明治神宮外苑志』昭和12年)。

使用した石材は、江戸城外濠の古石材を宮内省より、譲り受け、ほとんど原形のまま積み上げたこと記載されています。また、設計に際しては、意見が百出、「結局、雄大にして古城址の趣を帯ぶる原案に決定したるなり」と、その意匠に特段の配慮が行われたことがわかります。

内外苑連絡道路口も、青山口と同様、外濠の古石材を、ほとんど原形のまま、使用したと記載されています。国立競技場建設の際には、この入り口を守ることが、建設の条件として提示され、手厚い保護が行われ、今日に至っています。

権田原、霞ヶ丘、信濃町の入り口は、「幅13間、両側に方6尺、高さ9尺の門柱を設け、鉄筋コンクリート造りとし、柵下石及び小松石を張付け、外側は、門柱と同様な石材を使用し、これに袖垣を附したり」と記載されています。

権田原、信濃町の門柱は、現存しています。しかし、霞ヶ丘に関しては、国立競技場建設の際に、1基は、おそらく取り壊されたものとおもわれ、残っているのは、第二球場側の1基のみとなっています。



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org



図1 神宮外苑における門



写真1 青山口門



写真2 内外苑連絡道路門



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org



写真3 信濃町門



写真4 信濃町門

2. 秩父宮ラグビー場の建設に伴う風致地区内の樹木の伐採と移植

図2は、秩父宮ラグビー場の建設に伴う、風致地区の樹木の伐採と移植の図面です。公開された申請区域は、文書には、「第二球場」と記載されていますが、添付されている図面は、建国記念文庫の森も含まれており、区域の申請が正しく記載されておりません。申請された伐採樹木数は、以下の通りで、伐採が3028本、移植が41本となっています。

- ・高木 伐採 23本、移植 22本
- ・中木 伐採 7本 移植 19本
- ・低木 伐採 2998本 移植 0本

合計 伐採 3028本 移植 41本

申請区域に含まれない、建国記念文庫の森の低木1551本を伐採することは、不適切ですので、中止すべきです。また、すでに述べましたように、建国記念文庫の森に関しては、非科学的調査による不適切な報告が行われているため、環境影響評価書に関する審議会における検討が終了するまでは、低木の伐採、根廻などは、行うべきではありません。

本要請で指摘するのは、「霞ヶ丘門」に限定いたしますが、図2に示した地区に、位置しています。申請された樹木の伐採図には、門柱は記載されていませんが、ラグビー場の建設に当たって、GLを変更すると伺いました。門柱と袖垣の間に植栽されているスタジイの古木、マテバシイ3本は、支障木として伐採される計画となっていることから、霞ヶ丘門は撤去と想定されますが、独立行政法人日本スポーツ振興センターの明確な御説明が必要です（写真5～8参照）。

- スタジイ 37番：樹高13m、幹周298cm、葉張11.8m
- マテバシイ 32番：樹高8m、幹周112cm、葉張6m
- マテバシイ 34番：樹高7m、幹周91cm、葉張7m
- マテバシイ 36番：樹高5m、幹周2立ち、葉張5.5m



ICOMOS Japan
 c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
 2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
 Tel&Fax: +81-3-3261-5303
 E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

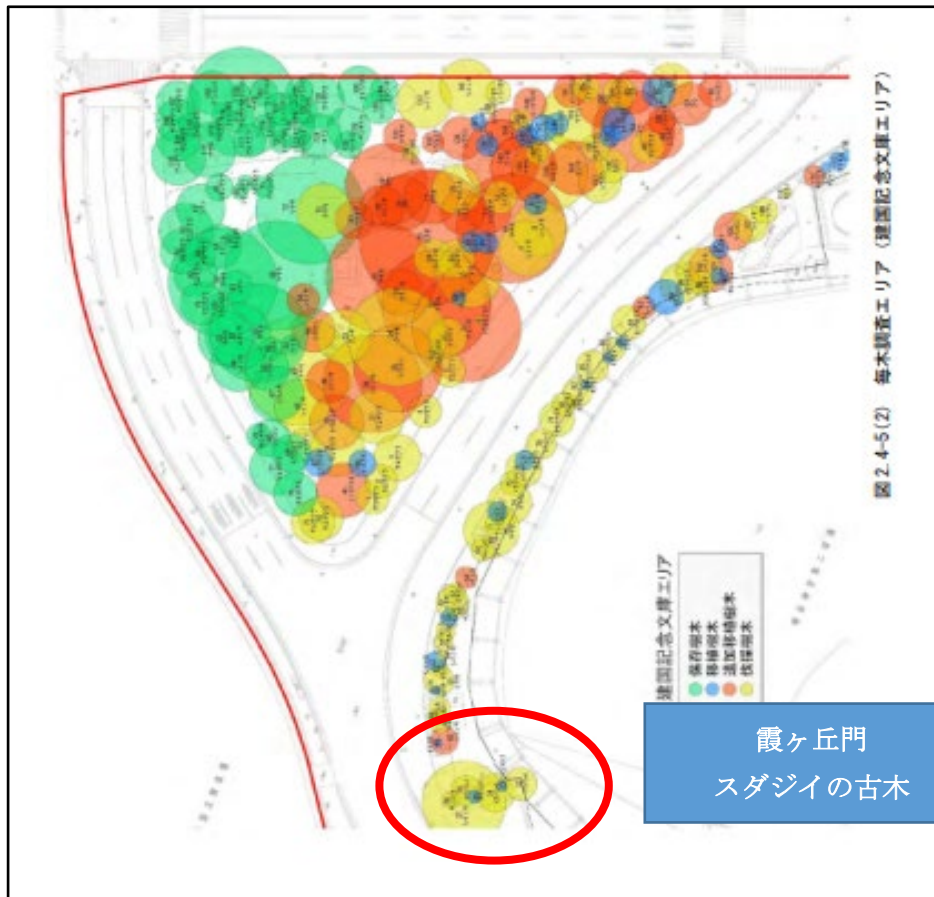


図2 第二球場（一部）と建國記念文庫の森の伐採・移植計画図

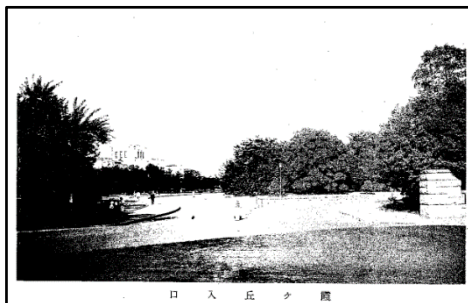


写真5 震ヶ丘門（昭和12年頃）



写真6 伐採されるスダジイ、マテバシイ、
撤去される震ヶ丘門



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org



写真7 霞ヶ丘門



写真8 霞ヶ丘門、スタジアム、マテバシイ、

独立行政法人日本スポーツ振興センターにおかれましては、風致地区の伐採の申請書を、すでに提出し、新宿区長から許可をいただいているわけですから、申請の根拠となったラグビー場の図面を速やかに公表し、「霞ヶ丘門の保存と今後のラグビー場建設」について、記者会見を開き、説明を行うことを要請いたします。

また、国、東京都、新宿区におかれましては、近代遺産の保全という観点から、確実な保全に向けた勧告を、独立行政法人日本スポーツ振興センターに対して速やかに行っていただきたく、お願い申し上げます。

新宿区長におかれましては、上記の内容が明らかにされるまで、樹木の伐採は実施しないように、お願いいたします。